

浜松市重度心身障害者医療費助成規則の一部を改正する規則

浜松市重度心身障害者医療費助成規則（昭和 49 年浜松市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（用語の定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）重度心身障害者 社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当するもの（本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）をいう。 ア・イ （略） ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている監護者等に監護されている者で、法第 5 条第 1 項の規定により法第 2 条第 1 項に規定する者に該当すると認定されているもの エ （略） （2）～（4） （略） （5）保険医療機関等 社会保険各法の規定により医療に関する給付（食事療養に係るものを除く。以下同じ。）を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はこれらに準じるものとして市長が認めるものをいう。	（用語の定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）重度心身障害者 社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当するもの（本市に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。）をいう。 ア・イ （略） ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている監護者等に監護されている者で、法第 5 条第 1 項の規定により法第 2 条第 1 項に規定する者に該当すると認定されているもの（以下「障害児」という。） エ （略） （2）～（4） （略） （5）保険医療機関等 社会保険各法の規定により医療に関する給付（<u>別表の自己負担金欄の上欄の第 4 号に掲げる場合にあっては、食事療養に係るものを除く。</u>以下同じ。）を取り扱う病院、診療所若しくは薬局又はこれらに準じるものとして市長

2～5 （略）

（受給者証の有効期限）

第7条 受給者証の有効期限は、受給者証の交付の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下この条において同じ。）の初日から1年以内の9月30日まで（第2条第1項第1号エのみに該当する重度心身障害者のうち受給者証の交付の日の属する月の翌月の初日から1年以内の9月30日までに精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するものにあつては、当該精神障害者保健福祉手帳の有効期限の到来する日まで）とする。

が認めるものをいう。

2～5 （略）

（受給者証の有効期限）

第7条 受給者証の有効期限は、受給者証の交付の日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の初日から1年以内の9月30日（以下「指定日」という。）までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる重度心身障害者の受給者証の有効期限は、当該各号に定める日までとする。

(1) 第2条第1項第1号ウのみに該当する重度心身障害者のうち指定日までに障害児に係る認定期限が到来するもの 当該障害児に係る認定期限の到来する日

(2) 第2条第1項第1号エのみに該当する重度心身障害者のうち指定日までに精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するもの 当該精神障害者保健福祉手帳の有効期限の到来する日

(3) 第2条第1項第1号ウ及びエに該当する重度心身障害者（同号ア又はイに該当する者を除く。）のうち指定日までに障害児に係る認定期限及び精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するもの 当該障害児に係る認定期限の到来する日又は当該精神障害者保健福祉手帳の有効期限の到来する日のいずれか遅い日

2 前項の規定にかかわらず、受給者証の交付の日の属する月の翌月の初日から1年以内の9月30日までに年齢が20歳に達する重度心身障害者（第2条第1項第1号エのみに該当する者のうち当該20歳に達する日の属する月の末日までに精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するものを除く。）の受給者証の有効期限は、当該20歳に達する日の属する月の末日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定日までに年齢が20歳に達する重度心身障害者の受給者証の有効期限は、当該20歳に達する日の属する月の末日までとする。

4 前項の規定は、次に掲げる重度心身障害者については、適用しない。

(1) 第2条第1項第1号ウのみに該当する重度心身障害者のうち当該20歳に達する日前までに障害児に係る認定期限が到来するもの

(2) 第2条第1項第1号エのみに該当する重度心身障害者のうち当該20歳に達する日の属する月の末日までに精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するもの

(3) 第2条第1項第1号ウ及びエに該当する重度心身障害者（同号ア又はイに該当する者を除く。）のうち当該20歳に達する日前までに障害児に係る認定期限が到来し、及び同日の属する月の末日までに精神障害者保健福祉手帳の有効期限が到来するもの

別表（第3条関係）

助成対象者	算定基準額	自己負担金
重度心身障害者（下欄に定める者を除く。）	社会保険各法の規定により重度心身障害者及び監護者等が負担すべき額から社会保険各法の規定に基	次の各号に掲げる <u>区分</u> に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 重度心身障害者の年齢が <u>6歳に達する日以後の最初の3月31日</u> までの間であつ

別表（第2条・第3条関係）

助成対象者	算定基準額	自己負担金
重度心身障害者（下欄に定める者を除く。）	社会保険各法の規定により重度心身障害者及び監護者等が負担すべき額から社会保険各法の規定に基	次の各号に掲げる <u>場合</u> に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 重度心身障害者の年齢が <u>20歳に達する日の属する月の末日ま</u> での間であつて

	づき支給される当該重度心身障害者に係る高額療養費の額その他市長が別に定める額を控除した額	て診療時間（市長が別に定める時間をいう。）に入院以外により医療に関する給付を受ける場合 0 円 (2)～(4) (略)		づき支給される当該重度心身障害者に係る高額療養費の額その他市長が別に定める額を控除した額	診療時間（市長が別に定める時間をいう。）に入院以外により医療に関する給付を受ける場合 0 円 (2)～(4) (略)
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別記様式中「公費負担番号」を「公費負担者番号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市重度心身障害者医療費助成規則の規定は、この規則の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(あらまし)

この規則は、重度心身障害者が受ける医療に関する給付に食事療養費を含めるとともに、20 歳未満の重度心身障害者が通院により医療に関する給付を受けた場合の自己負担額を無料化するほか、所要の整備を行うものです。